

入 札 心 得

入札にあたっては、下記事項を熟読のうえ行って下さい。

(入札等)

- 1 入札書、委任状は、沖縄市契約規則（昭和53年規則第19号）等において定められたものを使用すること。
- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札（再度入札を含む）は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入をおえていない間は、この限りでない。
- 4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 5 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札回数は、原則として3回までとする。

(無効の入札)

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 記載事項の全部又は一部が保存性、耐久性の低い筆記用具により記載した入札
- (6) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (7) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

次の各号の一に該当するものについては、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 無効入札をしたもの（前記「無効の入札」の第3号から第5号を除く）

(入札辞退の自由)

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙参照）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。